

三、外国研究の視座

第一に外国研究の現実的必要性についてであるが、特に第二次大戦以降、情報網の発達、貿易の拡大、兵器の高度化等により、世界の片隅の小さな事件でもまたたく間に全世界的な関心事とならざるをえない情勢となっていること。現在日本がかかえる貿易摩擦一つとっても、諸外国との労働条件の違い、労働観の問題、文化、教育背景などが多様にかかわっており、そうした背景をも視野に入れながら対応しなければ、その円満な解決どころか、かえって火に油を注ぎかねない事態をもたらすからである。

第二に、「西高東低」の世界史像が崩壊するなかで、現在、各国の独自性と共通性という、個と集の識別と統一による世界史像、日本史像が追求されつつある。だが他方では、歴史学ないし外国研究が陥り易い「観照的態度」にどっぷりとひたった傾向の存在も否定できない。日本の学者として外国研究に従事する場合、日本の現状の問題状況はたとえ無意識的にせよ反映せざるをえない。そしてその意識化に努めるのではなく、むしろそれを忘れ去ろうとする。さらに外国のネイティブ研究者と同じ水準で資料の収集に埋没してゆく。

地理的、言語的、費用的視点から見ても、前提的に不可能な、そして根本的には「何のために」を欠いた、「観照的」かつ実証的な、そしてそれゆえに国籍不明な傾向である。

したがって第三に言えることは、次のような視座をしっかりと持ちながら外国研究を行うことであろう。①外国研究とは何かを常に問いつつ、日本の現実的課題との緊張関係を自覚すること。とは言え、短絡的に結合するのではなく、次のような研究方法に拘束されねばならない、②歴史的な流れのなかで事象を把握すること、③その事象を他との関連のなかで、構造的にとらえること、④世界史的な位置づけのもとに追求すること、⑤その過程で、各国の独自性、普遍性（法則性）を究明すること、⑥それらの成果のうえに、新たな歴史像、歴史観を提示すること。

おおよそ以上のようにまとめられるであろう。これは哲学や歴史学の分野が、世界の激動する情勢のなかにあって自らの存在意識を模索してきた現段階での到達点であり、回答である。そしてこれらは、体育学、スポーツ学にとっても踏襲すべき一般性を持っているように思うのである。

（文責 内海 和雄）

Ⅱ. 近代スポーツ像の検討

1986年春季箱根研究合宿報告

— 1986.3.13 ~ 15 —

- 報告：1. アマチュアリズムの破産
— 個人主義の崩壊から公共性の復権へ —
内海 和雄
2. 「緑の党」のスポーツ政策
唐木 國彦
- 〈在外研究〉
1. スポーツ運動の研究—現代および兩大

- 戦間期のフランススポーツ政策とスポーツ運動 — 伊藤 高弘
2. 在外研究計画補充・修正 上野 卓郎
3. 状況と展望（西ドイツスポーツ事情に接して） 高津 勝
- 参加者：川口智久、関春南、早川武彦、藤田和也
山本唯博、柴崎涼一、神宮美智子

1. アマチュアリズムの破産

一個人主義の崩壊から公共性の復権へ

内海 和雄

はじめに

本報告は3月13日であるが、この原稿を書いている5月8日付新聞は、昨日の日体協理事会における「スポーツ憲章」制定を報じている。

その中心は、アマチュア規定の内実はすべて傘下の競技団体まかせであり、事実上のオープン化、プロ登録の容認化、アマのプロ化である。

4月のIOC理事会では、サマランチ会長の思惑に反して、オリンピックのオープン化には反対も多く、決定するには至らなかった。

日体協の今回の決定はIOCよりも一步「先」を行く形となったわけであるが、IOCの良識派の中心には「われわれは正しい道を、正しく歩いているのだろうか」(朝日新聞、1986年5月8日)と自問する人もいるという。が、日体協ではどうだろうか、そして「正しい道とはいったい何なのであろうか。

「アマチュアリズムは死んだ」と言われながらも、これまでいろいろと議論はなされてきた。しかし、日体協をはじめとする趨勢は、アマチュアリズムを過去の遺物とし、再び議論の対象とはなりえない事態になりかねない。

さらに、これまでのアマチュアリズムが、プロを対極としてなされてきたが、その隔壁が取り去られることによって、ますますアマチュアリズムの存在は薄れることになる。

しかし、そのようにアマチュアリズムを葬り去るには、あまりにも大きな教訓を、共に流してしまいかねない。アマチュアリズムの形成、矛盾、崩壊の過程を再検討することにより、国民スポーツの発展にとっても、そしてトップスポーツにとっても多大な教訓が引き出せるように思うのである。

一、アマチュアリズムの経緯と主導要因

1. アマチュアリズムの変遷

(1) アマチュア規定の要素

アマチュア規定の要素を詳細に検討すると、次の三つの要素に分類できる。

- 身分的(政治的)規定——「職工、機関工、職人、労働者」の排除、「体育教師、プロコーチ」排除、「プロとの試合」禁止、「プロのアマ化」禁止、等。
- 経済的規定——「ブロークン・タイム・ペイメント」禁止、「旅費、宿泊費、日当」支払禁止、「賞金、賞品、入場料」目当て禁止、「商業的宣伝のため」の参加禁止、等。
- 倫理的規定——「紳士、その品位あるもの」「スポーツそれ自体を享受するもの」「ドーピング禁止」、等。

(2) 世界史の変遷

変遷の詳細・年表等はここでは省略せざるをえないが、大略、次の三期に区分されよう。

第一期：アマチュアリズムの成立・普及(1860s～1890s)、アマチュア規定の確立、各種国際競技連盟への普及の時期である。

主導要因——「スポーツそれ自体が競争」におけるプロレタリアート(プロフェッショナル)の優位は、ブルジョアジーをして「スポーツ参加における競争」によって、労働者階級を排除した。しかし、「イギリス・ヘンレー・レガッタ委員会」(1937年まで維持)を除き、身分的規定の「職工、…労働者」規定は削除された。この背後には、労働運動等の高まりがある。

この時期の特徴——しかし経済的規定によって、ブルジョアジーのスポーツ独占は安泰。と同時に、スポーツの私的所有(＝個人主義)が完成した。

第二期：経済的規定の崩壊期(1890s～1950s)、経済的規定の崩壊と倫理規定の出現

主導要因——近代オリンピック(1896年)を始めとする競技の国際化による経済的矛盾の拡大。

この時期の特徴——しかし以前、ブルジョアスポーツ内での矛盾を主特徴としている。だが他方で倫理規定によるカモフラージュの出現。個人主義の矛盾が露頭した。資本主義社会は労働者階級に対して、一定の政治的民主主義(ex.参政権等)

を保障せざるをえない。しかし資本主義の根本である経済民主主義（生産手段の社会的所有等）は実現しない。そのこと自体は社会主義を意味するからである。したがって、アマチュアリズムの経済的規定も、労働者階級排除の本質的部分であり、この規定の崩壊はアマチュアリズムの崩壊につながる。

第三期：アマチュアリズムの崩壊期（1950s～1980s）、アマチュア規定の全廃、オープン化への過程

主導要因——ヘルシンキ五輪（1952年）以降の社会主義国（労働者階級の国）の優位、「ステート・アマ」の優位。資本主義国ではその対抗としてナショナリズムを刺激。さらに資本主義国における資本との相互依存（商業主義）の浸透。

この時期の特徴——①社会主義国対策として、資本主義国ではこれまで排除してきた労働者階級の取り込み、これは必然的にアマチュアリズムの内的崩壊要因となる。しかし、生涯生活の無保証は、プロ化を促進させる。②資本のスポーツ利用。③①②による個人主義の補填。④1960年以降のスポーツの大衆化との分離。

(3) 日本の変遷

1910s、大日本体育協会の設立より、世界史の変遷をくり返す。（詳細省略）

二、アマチュアリズム研究の経緯

1. 先行研究（文献リスト省略）

2. 先行研究の特徴

(1)アマチュアリズムの起源について——多くの論者が、「ブルジョアジーによる独占」を言うが、その後「現代は民主化されている」とする。これによってアマチュアリズムの本質は見えなくなる。この中において山本正雄の「スポーツのブルジョア民主革命」論は重要である。

(2)高度化、プロとの対応のみ——竹之下休蔵が若干大衆化との関連でとらえようとしているが、結局は高度化に重点がある。

3. アマチュアリズムの展望

森川貞夫は「スポーツ労働」論を提起するが、アマチュアリズム論からの論理的帰結が不明確。また「スポーツ労働」の範疇も不明確。川本信正は「新しいアマチュアリズム」「ヒューマニズム」を力説するが内実是不明。IOC、日体協、IFはすでに述べたようにオープン化。

4. アマチュアリズム研究上の課題

(1)大衆化の持つ意味——アマチュアリズムが「ブルジョアジーによる独占」とすれば、大衆化は労働者階級のスポーツ参加である。そしてそれによりアマチュアリズムの性格は内的に大きく変化せざるをえない。

(2)高度化、特にチャンピオン・スポーツの社会的意義（竹之下）の検討。

(3)アマチュアリズム崩壊の必然性——「ブルジョア社会の変貌過程の中にその主因」「スポーツの持つ歴史的必然性、或はその合法則性」「資本主義社会におけるアマチュアリズムは崩壊の必然性をもつ」（富山清）というが、それらの必然性、合法則性とは何か。

(4)アマチュアリズムの個性とは何か。

以上のような論点が、先行研究から直接提起され、さらにはそれらから発展させられて考えられるものである。これらへの回答はまた、冒頭に述べた、「正しい道」の内実を示すことになるものであろう。

三、資本主義社会のスポーツ：その本質と現象

1. 本質

以上、アマチュアリズムの経緯と先行研究の検討から資本主義のスポーツは、現象的側面と本質的側面があり、後者が前者を介して顕現しく来る過程であることがわかる。

(1)スポーツの本質＝公共的（社会所有的）性格 拙稿「スポーツの労働起源論研究」、（『人文科学研究』一橋学会、1986.6）からも明らかのように、スポーツはその起源から、社会の存立にとって不可欠な文化として生まれた。このこと自体は公共性をその起源から持ってきたことを示す。

その後、階級社会のなかで、スポーツは余暇所

有主体である支配階級の独占物となるが、高度に発達した資本主義社会にあって、労働者階級は余暇においても解放の条件を獲得しつつある。そうして現在、スポーツ施設は社会的共同消費手段（宮本憲一『社会資本論』）として、まさに公共性そのものを志向しつつある。

そして将来、大筋群的身体形成の唯一の文化として、スポーツは生活に必須の要素となる。これはスポーツ権が現在の社会権からやがて自然権の水準に深まることを意味している。

(2)資本主義下のスポーツの本質

そうした公共性を本質として持つスポーツも、個人主義（私的所有）を根本原理とする資本主義において、その両者つまり、公共性（社会所有）と個人主義（私的所有）の対立物の統一として存在する。したがって資本主義が崩壊し社会主義に移行するなかで、その個人主義的性格は薄れ、公共的性格が全面化するのである。この点で、社会主義のスポーツを、スポーツの公共性の復権とすれば、資本主義のそれは、公共性の復権過程であると言える。

(3)アマチュアリズムの本質

アマチュアリズムは先の検討からもわかるように、スポーツのブルジョアジーとその支配するイデオロギーによる独占である。つまり、個人主義（私的所有）の完成された形態であることがわかる。またアマチュアリズムは、資本主義スポーツの本質の一つの現象形態である。

2. 現象

スポーツの本質、資本主義下のスポーツの本質は、アマチュアリズムの成立、崩壊過程として、さらに、プロフェッショナルスポーツとして、そして大衆化等として現象する。そしてそれぞれの現象の中に、公共性と個人主義の矛盾を内包し、大局的に見れば、後者から前者への発展的移行を示すのである。

四、個人主義（私的所有）の崩壊

1. 崩壊過程

すでに一で見たアマチュアリズムの経緯は、そ

れぞれの主導要因に導かれながら、成立、矛盾、崩壊の過程をたどった。これは同時に、スポーツの個人主義の完成であり、その矛盾、崩壊の過程でもあった。

2. 個人主義のイデオロギー形態

とは言え個人主義としてのアマチュアリズムの崩壊がスムーズに進行したわけではない。そこでは、たとえ無意図的であったにせよ結果的に見れば個人主義を粉飾するイデオロギーが活用されたこともまた事実である。主要なものを列記する。

(1)アマチュア規定、特に倫理規定を中心に：

「紳士、その品位あるもの」「スポーツそれ自体を楽しむもの、それ以外の報酬を期待しないもの」という倫理規定は、経済的規定の崩壊に対する倫理的歯止めとして活用されてきた。また、アマチュアリズムとは直接的関係ではないフェアプレイ精神あるいはスポーツマンシップも、経済的規定崩壊の防波堤として利用されてきた。ここにアマチュアリズムの個人主義が覆い隠され、アマチュアリズムの審美観的イメージが強化された。

(2)肉体労働蔑視：階級社会以降の、思想としての身体蔑視、労働蔑視観の上に、肉体労働としての身体活動を賤しいものと見る、プロ蔑視観の形成。しかもプロは主に労働者階級の出身者で占められていたため、彼らの階級への蔑視とも結合していた。その一方で、余暇活動としての身体活動は深く描くのである。その典型は、19世紀中頃のイギリスパブリックスクールに始まる、「マッスルクリスチャニティ」であろう。ここにブルジョアイデオロギーの無原則さ、身勝手さが現われる。

(3)プレイ論：スポーツをそれが置かれた社会関係から切り離し、専らプレイ場面の個人的楽しさのみを強調するいわゆるプレイ論も、個人主義のおかかえ理論となったのである。スポーツの楽しさを否定する者はいないが、それが単に個人の楽しみにのみ押し込められるがゆえに、そうして労働者階級がスポーツを享受するうえでの諸条件を獲得するという側面を意図的に排除するがゆえに、イデオロギー的粉飾として利用価値があるのである。これは別名、個人の趣味、道楽論という形式

もとる。

(4)受益者負担論：これは単にスポーツに限ったことではないが、非受益者もいるのだから受益者が自己負担するのは当然とする。個人主義のイデオロギーの典型である。しかし、スポーツの現状、将来を見れば、単なる個人の営みを超えて、公共的営為であることは否定しがたい傾向である。

五、公共性の復権

1. スポーツの大衆化と公共性

1960年代は、先進資本主義国に共通した、スポーツの大衆化が進行した時期でもある。その基盤には、産業化、余暇への資本戦略、あるいは社会主義国への対策上の底辺拡大等があった。しかし社会科学的に見て、スポーツの大衆化とは明確に労働者階級のスポーツ参加であり、それにともなう、スポーツ施設、行事、指導者等のスポーツ条件の公共化は著しく促進されたのである。西ヨーロッパを中心とする先進資本主義国は、60年代以降、競って公共スポーツ施設の建設を行い、国民に普及してきた。

と同時に、ここでの公共化についての一つの矛盾を指摘しておかねばならない。それは、それらの先進資本主義国が、深まる資本主義体制の全般的危機を、一つは必然的に高まる国民のスポーツ要求を先取りする形で吸収し、スポーツ組織を体制補完物として目論んできたことは否定できない。

2. スポーツの高度化と公共性

現在、トップレベルの選手の養成、維持には莫大な費用が必要である。さらにそこには各分野の人々の協力が必要となる。スポーツはこの意味でも個人主義を脱し、社会化そして公共化を要求せざるを得ない。

また高度化に要した科学的知識も大衆化にとつての財産となり、高度化自体の公共化が進行する。

資本主義国でも「ステート・アマ」の進行、志向は、単に対社会主義対策というのみでなく、公共性の優位性を示しているのである。

3. 公共化の現段階と課題

(1) 社会主義国の現段階

社会主義国では、スポーツの公共化が最も進んだ形態である。施設、行事、指導者、さらに選手養成、維持、優れた経験者の生活保障等、公共化の視点から分析すべき課題である。

(2) 資本主義国の現段階

ユネスコあるいはヨーロッパスポーツ大臣会議は、国民のスポーツを享受する権利を高らかに宣言し、スポーツの公共化を推進している。

以上の点で、スポーツにおける高度化と大衆化の統一は、スポーツの公共性において初めて可能になるのである。

しかるに、資本主義国での公共化は、高度化と大衆化の両者においていまだ厳しい状況にたちいたっている。それは公共化の証しでもある国や自治体からの財政援助の縮小という一方で、冠大会を初めとした資本によるスポーツ利用、資本への依存である。特に商業主義は、スポーツを資本の調理でゆがめつつあるが、スポーツの公共化を達成しきれないことへの補填であり、その矛盾の露頭である。その華やかさの一方で、その矛盾はますます深刻化するであろう。

(3) 日本における現段階と課題

主要なものを箇条書すると、

- 体協（国、自治体）への公費補助の実態とその意味
- 公的社会体育の振興
- 自主的スポーツ団体（体協外）への奨励
- 民間委託の矛盾
- プロスポーツ論

等々が、公共化のうえで早急に検討されるべき課題であろう。

以上、アマチュアリズムの生成、崩壊過程のなかに、スポーツの本質、資本主義スポーツの本質とアマチュアリズムとの関係を見てきたわけであるが、冒頭に述べた日体協の「スポーツ憲章」は「一部のエリート競技者を意識して作られた」（朝日新聞、1986.5.8）のものである。しかし根本では国民スポーツと密接不可分なものであることは、すでに述べたとおりである。

2. 「緑の党」のスポーツ政策

唐木 國彦

I. スポーツ政策以前の政策

西ドイツに「緑の党」(die Grünen=緑の人々)という新興政党がある。この政党は、既存政党の「アルタナティーフェ」(代替)をモットーにして、自然環境保護連盟、市民運動、労働運動、宗教者運動、平和・人権・婦人運動、第三世界運動などの新しい民主的諸運動と協同することを目的にかかっている。一般にはエコロジストの集まりと見られ、さまざまなイデオロギーがそこに含まれている。

小論では、この「緑の党」のスポーツ政策を検討することにより、高度に発達した資本主義国におけるスポーツのあり方について考えてみたい。

1980年の連邦議会選挙では、まだ「緑の党」はスポーツ政策をもたなかった。当時たまたま在独中であった私は、同党の選挙事務所をたずねたが、スポーツ政策はないとのことであった。ただ、若い党員の話しによると、「緑の党」の環境保護政策に照らせば、山岳や海岸の自然環境を破壊するスポーツ活動には賛成できない、ということであった。当時はまだ結党後日も浅く、環境問題に勢力を注いでいたため、スポーツ政策まで手がまわらなかったというのが本音のところであろう。

1980年の連邦議会選挙において、社会民主党とキリスト教民主同盟は、いずれも選手スポーツと大衆スポーツの振興をかかっていた。当時政権についていた社会民主党は、「頂点スポーツの人間化」と「自由時間のスポーツの振興」を主張していた。また、1982年に政権を握るキリスト教民主同盟も、「能力主義原理の承認」、「スポーツの公共性と援助」などをかかげ、選手スポーツと大衆スポーツをそれぞれ支援する政策を打ちだしていた。つまり、両党ともに「高度化と大衆化」という既存のスポーツのあり方を前提にして、それをどう発展させるかといった観点からスポーツ政策をだしていたのである。

これにたいして、「緑の党」は文化政策で「草

の根文化」(Basiskultur)の促進ということを主張していた。これまでの文化施設は、音楽ホール、劇場、博物館などの「古典的文化施設」が大部分で、生活の場に密着した施設が少ない。しかも大都市中心であり、農村や弱者の文化要求が軽視されている、と現状を批判する。また、文化産業がはびこり、文化の享受者を消費者の立場に追い込んでいるという問題が指摘される。

こうした現状を変えるために、労働条件の改善と教育の機会均等を保障し、社会的弱者の「文化的自立」をはかること、地域の文化センターをつくり市民運動の中から新しい文化の担い手をそだてていくこと。これが「緑の党」の文化政策であった。

ここからわかるように、「緑の党」は生活と文化とを一体のものと考え、これまでの権威主義的な文化のあり方を批判しているのである。この文化政策が一つの底流となって、のちのスポーツ政策の基本線をつくっていくのである。

II. 現代スポーツをどうとらえるか

1985年、バーデン・ヴュルテンベルク州の州議会選挙において、「緑の党」ははじめてスポーツ政策を提示する。それは『もう一つのゲーム、運動文化をめざして』(Für eine andere Spielund Bewegungskultur, Stuttgart 1985)という綱領として発表された。

ここでスポーツ政策を打ちだした理由について、同党のW. ハーマン氏はつぎのようにのべている。

「緑の党」はスポーツを能力主義思想にもとづく文化であると考え、評価してこなかった。しかし、2000万人にもものぼるスポーツ人口を無視するわけにはいかなかった。というのも、スポーツが政治的に利用され、環境破壊をまねき、非人間的な労働条件にたいする代償機能を果しているからである。こうしたスポーツのあり方を批判し、平和と生態系の維持をめざす「もう一つ」の新しい文化のあり方を示そうとした、という。

こうして、1985年3月、同党スポーツ政策会議とハンブルク大学、チュービンゲン大学の研

究者との協力で綱領ができあがった。

この綱領のねらいは、1)現代のスポーツを全面否定するのではなく、「スポーツを工業社会独得の運動文化として意義づけ、その積極面、消極面を明らかにする」こと、2)「もう一つのゲーム・運動文化」の原理を明らかにすることにあるとされている。

そこで、「緑の党」が現代のスポーツをどのようにとらえているかを見よう。まず第一に、労働、日常生活、学校において「運ばれる人間」になっている人々を「自ら動く人間」にするために、「運動」の文化としてスポーツが評価される。

第二に、スポーツは資本主義的工業社会において成立した「能力主義への社会化の機能をもつ」運動文化として特徴づけられる。スポーツは歴史的、社会的に成立したいくつかの運動文化の一つにすぎない。世界的に見ると、東洋のヨガ、アフリカのダンスなどの運動文化もある。また、かつてのトゥルネン運動、労働者スポーツ運動がもっていた運動文化ともちがう。現代のスポーツは、能力主義、競争、画一化、分業化、技術化、組織化、官僚主義化などを特徴とする運動文化であると規定される。

第三に、現代スポーツはフェアプレー、仲間づくり、国際友好、健康、能力向上、楽しみなどの理念をかかげた運動文化である。だが、現実には過度なトレーニングによるスポーツ障害、暴動事件、ナショナリズムとの癒着があり、「現代の神話」となっている。

Ⅲ. 現代スポーツの「消極面」と「積極面」

この一般的な考察に続いて、西ドイツにおける具体的なスポーツのあり方の「消極面」と「積極面」が分析される。

1) 「スポーツ・フォー・オール」運動

60年代初頭からすすめられてきた「スポーツ・フォー・オール」運動は、いわばドイツスポーツ連盟の「目玉商品」であった。しかし、そこで奨励されてきたのは、もっぱら「古典的スポーツ種

目」と「健康スポーツ」であり、市民の創造的なスポーツ、社交的なスポーツが軽視されてきた。これは既存の「スポーツ」の押しつけ、義務化である。また、自然と人間との共生の立場が見失われ、自然破壊によってスポーツを振興しようとしている。

さらに、ドイツスポーツ連盟は「単独代表権」をふりかざし、スポーツ組織の多様性を認めないばかりか、政府や商業主義に追従する体質をもっている。

しかし、ドイツスポーツ連盟の活動がすべてだめだというわけではない。ドイツスポーツ連盟の組織を通じて国際交流とスポーツマンの連帯がはかられている現実は無視できない。また加盟団体のスポーツユージュメントの反核平和運動などの取り組みは評価することができる。

このようにドイツスポーツ連盟の権威主義、事大主義についての批判と、そこに内在する積極的な要素の萌芽とを峻別しているのである。

2) オリンピックと頂点スポーツ (Spitzensport)

オリンピックは、その理念は立派であるが男性中心で盲目的なナショナリズムの温床になっており、世界の政治的緊張をもたらしめている。その原因は、創始者が国際的な権力支配機構についてよく理解していなかったことと、ナショナルチームによる対戦方式にある。また、見せ物主義と巨大化が結合して巨額の投資が必要になっている。初期のオリンピック理念は1984年のロスアンゼルス大会で終わったと見るべきである。

こうした理由で「緑の党」は、オリンピック大会の存在意識を認めないとして、かわりに「世界青年国際スポーツ・文化祭典」の開催を提唱する。

この新たな提唱の背景には、いわゆる頂点スポーツについての「緑の党」の根強い不信感がある。その一つは、高度な記録を追求する競技スポーツがスポーツマンの自由時間を奪い、青少年の社会参加を妨げ、脱政治化に貢献しているという認識である。もう一つは、現在の競技スポーツは人間の「内的自然の限界」を越えているという認識で

ある。健康を犠牲にして薬物にたよるトレーニング、競技年齢の若年化などを「科学的ダーヴィニズム」として批判している。

だから、国際友好の目的以外に、頂点スポーツには公共の財源を支出しないというのが「緑の党」の政策となっている。そして、競技スポーツの代替として、ソ連、アメリカをモデルにしない「人間的な競技スポーツ」、「やわらかな競技スポーツ」が提示されているのである。

3) 女性とスポーツ

「緑の党」の党首はペトラ・ケリーという女性であり、スポーツ政策にも女性解放の主張が貫かれている。

これまでの女性スポーツは、もっぱら男性が女性の姿態の美しさを鑑賞する種目に限定されてきた。女性が男性と同じ種目に参加しようとする、と、「おとこ女」などと非難され、平等な機会が奪われてきた。これからのスポーツは女性解放運動の一環に位置づけ、まず平等を実現しなければならない。しかるのち「新たな女性的運動文化」をつくりだしていかなければならない、とする。

4) 学校のスポーツ教育

現行制度では週3時間のスポーツ教育を大学以外の学校に義務づけているが、それを無視している州がある。また、実施している学校でも、スポーツが知識教育偏重の代償にされたり、身体づくり手段にされている。

スポーツ種目は200以上あるのに、教材の選択基準がいわゆるオリンピック種目に傾斜し、教え方も固定化している。これでは下手な者、ハンディーのある者は自由に楽しみ、運動することができない。又、男女別に種目が分けられれており、共同学習の場がひらかれていない。

こうした批判にもとづいて、教材を多様化し、既存の種目を「教え込む」授業から自分たちで新しいスポーツのやり方を考える授業をすること、授業以外に「自由時間スポーツ」の時間帯をつくり、楽しむためのスポーツをやることなどを提案

している。つまり、「公式ルール」よりも将来老若男女混交でスポーツを楽しむ方法を学んでおく必要がある、というのである。

5) スポーツ科学

現在のスポーツ科学は実証的なトレーニング研究や運動学に偏重しており、その成果が既存のスポーツ体制を「科学的」に正当化するために用いられていることが批判されている。自然科学的研究、トレーニング方法の研究ばかりでなく、社会現象としてのスポーツを研究する分野をもっと発展させなければならない、というのが「緑の党」の主張である。

IV 政策の実現に向けて

以上の問題提起がただちに実現するとは同党も考えていない。その内容が古いスポーツ観をもつスポーツ指導者、体育教師、マスコミから理解されるには時間がかかる。

そこで政策の実現をはかるために、つぎの4点の「基本的な考え」が示される。

1) 現在の労働条件が続くかぎり、それを補償するスポーツの機能、健康づくりの手段としてのスポーツを認めざるをえない。

2) 社会に競争と能力主義があるかぎり、「もう一つのゲーム・運動文化」も影響をうけざるをえない。そのような現状認識をふまえて、徐々に新しい文化をつくりだしていくことが課題となる。

3) 現在のスポーツは封鎖的な性格をもっており、他の文化領域から隔離されている。「もう一つのゲーム・運動文化」を推進するには、それを文化政策一般のなかに位置づけ、「開かれた文化」にしていかなければならない。

4) 最終目標は「頭と身体的一致した人間」となることであり、そのために遊び、スポーツ、身体運動の権利を認めなければならない。

こうした「基本的な考え」にもとづいて、「緑の党」はつぎの長期・短期の政策目標を提示している。

長期目標。一面的な労働を廃止して健康的な労

働環境、生活環境をつくりあげ、自然のなかで運動文化を享受できるようにすることをめざす。

短期目標。

- 1) 職場と学校で運動とゲームのための休み時間を確保する。
- 2) 公園、公共施設を改修して「もう一つのゲーム・運動文化」にふさわしい施設を建設する。
- 3) 地域に文化センターを建設し、自転車道、歩行者専用道路を整備する。
- 4) ヨガ、瞑想など場所をとらない種目を普及させる。
- 5) 自主的な運動にたいして公的な援助をする。

V まとめ

最後にこの「緑の党」のスポーツ政策をわれわれとしてどう受けとめるかということについて若干の問題を指摘する。

まず第一に、この政策は、最近一部で主張されるわが国の「反スポーツ」、「反オリンピック」の考え方に近いのではないかということである。たしかに競技スポーツ、頂点スポーツの「競争性」を批判しているところは両者とも共通している。また、「共同性」、仲間づくり、コミュニケーションなどを重視しようとする点でも同じである。しかし、「緑の党」の政策は二者択一主義をとらない。既存の運動文化としてのスポーツを批判的に摂取して、はたらく者の生活実態に見合った文化を創造していこうとする思想を持っている。

そのことと関連して、第二に、スポーツを歴史的、社会的に幅広くとらえていることである。それは「運動文化」という概念に示されている。スポーツという運動文化は未来永劫のものではなく、生活要求に応じて変っていかざるをえないし、変えなければならない。このような変革と創造の視点で「運動文化」という言葉に込められているのである。

第三に、たんなる理念の提示だけでなく、スポーツクラブ、学校教育の現実をふまえていることである。70年代初頭の「新左翼」の主張には「現場」が欠けていたが、ここにはスポーツユエゲン

ト、バーデン・ヴュルテンベルク州のカリキュラム改革の「現場」があり、それを支持するかたちで政策が打ちだされているのである。（教育実践については、雑誌Sportunterricht 1985.10.を参照）

第四に、こうした現実的な提案を可能にした背景には、1970年代後半から80年代にかけての労働者スポーツ運動研究があったということである。前世紀末にはじまるドイツ労働者スポーツ運動は、独自組織を結成し、スポーツのあり方を労働者大衆にふさわしいものに変えていこうとする目的をもっていた。「緑の党」の政策は、この過去の運動の延長線上で現代の「スポーツ・フォー・オール」の展開を考えようとしているのである。つまり、「スポーツ・フォー・オール」をたんなるスポーツ人口の量的な拡大と見るのではなく、労働者大衆がスポーツの主体者になっていく運動、スポーツのあり方を変革していく運動としてとらえなおそうとしているのである。

こうして見ると、「緑の党」のスポーツ政策の基本的な考え方は、さきにあげた「反スポーツ」、「反オリンピック」よりも、60年代半ばに提起された丹下保夫の「運動文化論」に近いといえることができる。丹下は「運動技術」が運動文化の中核であるとしたが、「緑の党」はそうした技術性よりも身体を駆使することそのものに運動文化の価値を認めようとする。ここに一定のズレがあるとしても、スポーツをたんなる身体づくりやカタルシスの手段にするのではなく、独自の文化として位置づけようとしている点において両者は一致するのである。

とりわけ重要なことは、両者が既存のスポーツを全面否定してしまうのではなく、批判的摂取と創造の立場を貫こうとしていることである。批判を現状変革に結びつけていくために、変革主体の形成の課題とスポーツそれ自体の変革とを表裏一体のものとしてとらえているのである。

丹下はこのような歴史的な事業を「国民運動文化の創造」と呼び、新しい運動文化の創造とそれを実現する組織体制、制度の確立にまでちいっ

て具体的な問題提起をしている。この丹下に比較して、「緑の党」の政策はまだ具体性に欠けるところがあり、自然発生的な運動にまかせようとする傾向がある。

残る問題は、西ドイツとわが国のあいだで、どちらが理念を現実のものにするかである。

〔討論・まとめ〕

今回、テーマを「近代スポーツ像の検討」としたのは①これまでの研究の流れ（スポーツの社会史的究明—スポーツ本質論—スポーツ起源論）をふまえて、主要には②今日のスポーツ状況が混迷（不鮮明、多様化）しており、③スポーツの発展をどう展望していくかが問われているときであるとの認識に立ち、④まずは「近代スポーツ像」がどのように描かれているのか、その描かれ方に問題はないかを探ることが必要であるとしたことである。そこで今回はaアマチュア問題、b近代スポーツ種目の変遷の様相、c労働者スポーツの各側面から問題提起してもらい、テーマの検討に迫ることにした。しかし、bについて予定した報告者が都合でとりやめになったためにaとcの報告に、海外研究計画（伊藤、上野）を加えて、全体討論を行うこととした。以下では主にa、cの問題提起についての質疑と全体討論の概要をまとめておく。

I 質疑

〈内海「アマチュアリズムの検討」〉

高津：アマの前史とは何か。経済的規定の崩壊とは何か。倫理規定とはいつのどこのものか。

内海：スポーツの個人主義化からすれば階級社会の発生からだ、規定としては1800年代だ。1905年規定ではIOCはbroken time paymentを認めている。これから経済的崩壊が始まる。

川口：「アマ破産」は個人主義の崩壊であるから「公共性への復権」が問題となるというが、アマチュアリズムの考え方をイギリス的・古典的な枠でみているからではないか。

高津：アマチュアリズム（個人主義）の崩壊からなぜ公共性が復権するのか。個人主義の崩壊からファンズムへということもあるのではないか。

内海：アマチュアがいわれてきた歴史と現在との全体をとらえている。現在の問題は資本とのかかわりで公共化できず、個人主義化している。

唐木：アマチュアズムをイデオロギーとしてみるのか。その形態としての個人主義としてみるのか。

内海：アマチュアリズムはブルジョア階級の独占を意味し、その中心は個人的所有である。この個人的所有の形態と思想が私のオリジナリティーである。

高津：スポーツの個人的所有の形態と思想をいうとき、スポーツの主体、手段、対象のうちの何を考えればよいのか。

内海：組織と施設などの物的手段・条件をさすと思われるがいまは明確なところはいえない。

伊藤：すべてを私的所有に還元すべきではない。

上野：個人主義、公共性についての概念が不明確でしかも両者を対立的概念としてとらえているから説得的でない。

〈唐木「『新しい』スポーツ運動」のこと〉

高津：緑の党が考える「新しいスポーツ運動」の原理は何か。変革主体をどう組織するのか。

唐木：自然としての身体（環境の生態系の中に存在している身体）という考え方に基づく。DSB批判からでなく市民主義の組織論に立つ。

早川：この考え方は労働者スポーツ運動の初期の段階から存在しているのか。

唐木：緑の党の考えは初期の労働者スポーツ運動（トゥルネン運動と労働者スポーツ運動）におかれている。前者は心身の統一、後者は生活を豊かにするという原理に立っているとみている。

上野：緑の党に対する唐木氏の評価はどうか。彼らの政策及び歴史的対象としての労働者スポーツ運動の把握の仕方が弱いと思われるがどうか。

唐木：政治レベルのものは別として、日常性、多様性、創造的な考え方などはスポーツを発展さ

せていくという点で自分の考え方と同じである。もう一つの問題は階級性をどうみるかという問題でもある。1830～1900年頃までの間は階級文化運動としてみている。しかし、ドイツの労働者スポーツは20世紀に入ってその傾向を弱めている。緑の党の文化への思い入れを評価してみたい。

関：将来展望ともかわるが、彼らのスポーツ政策が今日の一般的状況を主導的に押し広げられるのかどうか疑問である。

II. 総括討論

1. 近代スポーツ像に関する先行研究の整理

報告ではアマチュアリズムと労働者スポーツの側面から近代スポーツ像について、その先行研究をふまえて検討されたが、近代スポーツ像そのものについて、あるいはそれについての研究状況については報告されなかった。最近の論調の一つにマージナル・スポーツ論といったものがある。これは従来のセントラル・スポーツ論に対する批判的見地からなされてきているもので、「トロプス論」とも共通する流れである。これらの研究動向についての整理が必要である。また近代スポーツ像そのものの検討の視点や枠組について論ずるとき、ヨーロッパ史観の見直しやファシズムとスポーツの問題、技術の高度化とそれを支える科学・経済・政治・社会の関係などについての検討が今後必要であろう。

2. 近代スポーツにとってアマチュアとは何か

内海提案ではアマチュアリズムは「個人的所有の形態と思想」だと一応規定されているが、「個人的所有」の意味が不明であり共通理解には達しなかった。今日の問題からすれば個人の問題というよりは組織自体の問題としてクローズアップされており、従来のような個人のアマチュア資格を云々することでは一向に問題が鮮明にならない。そればかりか、今日の問題はまさに組織の問題を個人の責任問題にすりかえている所にあるとみる方が妥当であろう。こうした問題が派生してくる根底には近代スポーツを「アマチュアリズム・規

定」の枠内でとらえようとする観方や考え方が支配的であったと考えられる。今後、近代スポーツを考える場合には「アマチュア」という窓から観るだけでなく、近代スポーツを支えてきつつも「アマチュア」という枠に当てはまらない人々（スポーツ主体）の目から見ていくことが重要となろう。

3. 近代スポーツ批判の論点

従来の近代スポーツ批判の方法はすでにふれたアマチュアリズム・規定によって形づくられる「近代スポーツ」の技術の高度化や競争・記録主義に走ることに對する懷疑におかれてきた。ここでは、アマチュアというコンセプトによるエリート・スポーツマンの存在の擁護やその特権意識だれをとり出し、これを極端に否定し、技術の高度化が反科学（論）の立場をとり、競争の激化によって生ずる諸問題が競争そのものにあるとしてこれを否定し、競争の激化を産む社会的諸関係に目を向けない非合理的な立場をとる。マージナル・スポーツ論や「トロプス論」の特徴はこうした近代スポーツ批判に立っている。従って近代スポーツの将来展望や発展の方向性がそこには示されない。また近代スポーツへの商業主義にもとづく資本の攻勢や政治の介入に対して適切で有効な批判を加えることができない。

一般的にこの種のスポーツ論は社会と人間の関係が不透明な場合に生ずる傾向にある。かつてのファシズム期におけるスポーツ論の一つの潮流がそうであった。このことを想起しつつ、この期のスポーツ論やスポーツ運動についてその究明を急ぐ必要がある。

従来の近代スポーツ批判の方法についての検討をさらに深めていくと同時に、今日的な諸課題に応えていくために、近代スポーツの新たな批判的検討の方法を究明していかなければならない。

全体討論ではこの点について体系だてた議論を展開することはできなかった。そこで出された主な視点を以下にあげておきたい。

まずスポーツがスポーツ以外の世界（政治、経

済、社会、軍事、科学、文化etc)との関連の中で変化・発展し、今日に至っていることを確認することである。この関連や関係を抜きにスポーツのみを考えてしまうとスポーツのもつ問題や課題及びその解決の方向・方法を見失うことになる。

そのことは人間のあり様との関係を見ていくということでもある。スポーツの変化・発展を見る場合、そのスポーツを実際に支えてきた主体と主体のおかれた状況・条件の変化を分析していくことである。

近代スポーツは国際的な広がりをもつ一つの特徴としているから、国際的な関係で見ていかざるをえない。特に今日のように国際政治や企業の世界戦略。世界市場の形成がスポーツを重要な手段とみなす状況においては、一国内のレベルを越えたところに問題状況が置かれていることを見なければならない。

これまでややもすると近代スポーツの総本山がIOCであり、このIOC体制の下でのみ近代スポーツが発展してきたとする見方が一般的である。しかし今やIFの独立した動きやIOC体制とは直接関連しない各国の国民スポーツの抬頭やプロスポーツの発展、そしてその源流に位置する労働者スポーツ運動の展開など近代スポーツを支える多様な機構や組織の運動が存在していることを正統に見ていかなければならない。近代スポーツをIOCを頂点とする富士山型のモデルではなく、八ヶ岳型やさらには連峯型のそれで考えるのである。

すでにIOCは五輪憲章から「アマチュア」の字句を削除した(1974年)。アマ問題はプロ参加への道を開くことでその歴史的使命を終ろうとしている。しかしこのことが即座にしかも無条件でスポーツの発展を保障することにはつながらない。スポーツの発展につながらないどころか、スポーツの歪みや荒廃を一層助長する危険性が高まるとさえいえる。アマチュアリズムが歴史的使命を終えるとするならばそれに代る新たな概念を用意しなければならない。スポーツを真に愛し、守り、発展させるために。

最後に、近代スポーツ像の検討は新たなスポーツ像の構築を前提としている。それは当面、ユネスコ村の体育・スポーツ国際憲章が掲げている精神の具体化を構想することであるかもしれない。IOC体制・機構に代る新たな国際スポーツ機構の創造が待望されている。プロスポーツがプロとしての役割を果しうる体制・機構を確立し、スポーツの技術的、質的発展に貢献していく方法の確立。技術的追及と同時に各技術レベルにおける表現の方法(試合形式・様式)の追及など新しいスポーツ像を描き出す枠組の検討が今後の課題である。

(文責 早川 武彦)

〈在外研究〉

1. スポーツ運動の研究

ー現代および両大戦間期の

フランススポーツ政策とスポーツ運動ー

伊藤 高弘

I. 研究期間 '86.9.1~'87.8.31

II. 研究目的

1. 現代日本のスポーツ運動(史)に関する理論構築のために、フランスを中心に西欧先進国の直面する状況と課題の共通性と独自性を明らかにする。
2. 両大戦間期から、戦中対独レジスタンス期におけるスポーツ組織の活動と抵抗運動(「自由スポーツ」)への転化・合流および戦後改革の準備についての全体像を明らかにしたい。
3. フランスにおける研究情報の鳥観図的把握をおこない、日本におけるその受容の特殊性とあり方について検討する。
4. 研究所、スポーツ組織、労働組合などの活動に参加し、フランス国民の生活、文化、スポーツに関する様式、考え方について直接体験する。

III. 研究課題と方法

1. 既『研究年報』(1982, 1984, 1985)に報告した基本文献、先行研究の検討をへて現代(守能信次「スポーツの構造」『体育

の科学』、1979.7～11他）、歴史（清水重勇「フランスの体育、スポーツ政策」『世界教育史体系 31』、講談社、1975）のそれぞれについて可能な限り内在的に検討し、研究上の課題を抽出する。

2. 課題の抽出にあたっては、上記二論文の分析と叙述の視点、構造にたいする枠組みとして、政策と運動を対置し、後者のスポーツ運動の主体を軸に、政策の客体から主体への転化を志向する観点を貫通させる。歴史学研究にとって、現代の状況と課題の把握が基本であることを認識し、この地点から過去へ働きかけたい。

本在外研究計画は、1986年3月14日に先行研究の検討を中心に発表したものであるが、紙数の関係で要点のみを紹介しておきたい。

守能における（フランス）スポーツの構造とは、主要にはスポーツ行政をさしているものと考えられ、民間スポーツ組織は、行政と不二一体のCNOSF（フランススポーツ・オリンピック委員会）だけを紹介している。守能ものべているように、「フランスにおける体育、スポーツ組織およびその実際面での運営や活動は、公法、私法を問わず数多くの法令により規制される」（「スポーツの構造〔1〕」1979.7）のは、法の支配のもとでは当然のことである。問題はこの法令をどのような立場と方法論とによってとらえているのか、ということであろう。この点について一定の解明がすすめば、守能がスポーツの構造を主要にはスポーツ行政とした根拠がはっきりするものと思われる。この点について、渡辺洋三は『現代法の構造』（岩波書店、1975）のなかで「イ. 法律学の方法論、ロ. 法律学の目的と機能、ハ. 法律学の社会的ないし政治的立場」の三つの分析視角を示し、さらに「イ. 概念法学と非概念法学、ロ. 権力の行使のコントロール、または権力の行使の追認と正当化、ハ. 体制派法学、反体制派法学（民主主義法学）、中間派法学（市民法学）」（p.322. 要旨）に分類した。このものさしによれば、守能の法令のとらえ方が自ずと判別できるであろうし、

民間の運動をCNOSFに限定したのも彼なりに完結しているのであろう。民間のスポーツ組織は、CNOSF以外に、FSGT（1934年創立、会員約32万人）、UST（1951年、2万6千人）、UFOLEP（1928年、46万5千人）、UNCC（1952年、25万人）が現実に存在している。したがって、構造と民間を問い直す作業は、フランスのみならず日本のスポーツ研究にとって基本的な作業とならざるを得ない。（上野卓郎訳出 紹介論文、F.Hacheの「フランスの労働者スポーツ、二つの転換点、1936年と1981年」『国際労働者スポーツ』、1984.参照、なお、1985.12.17月例会資料としても提出された。）

つぎに、清水論文のうち「フランスの体育、スポーツ政策」にしばって検討した結果についてのべてみたい。この部分は、「1.スポーツの隆盛、2.人民戦線政府の体育・スポーツ政策、3.ドイツ占領下の体育・スポーツ」にわけて叙述されている。

検討の前提として確認しておく必要があることは、『世界教育史大系 31』の執筆代表である成田十次郎が「はしがき」のさいごのところでのべているつぎの部分である。成田は「抵抗の歴史を描かなければならないと考え」たが本文中では「必ずしも満足いくように取り上げることができなかった。この穴の一端をうずめるため、特殊研究一篇をおく」とのべている点と「紙数の関係で、戦後世界の体育・スポーツのダイナミックな歩みについては、われわれにとっても最も重要な意味をもっているにもかかわらず、素描を試みた」と断わっている点である。報告者の念頭にあることは「抵抗」とはなにか、ということであり、歴史学研究にとって現代とは「紙数の関係」とはいえ「素描」ですまされる程度のものか、という疑問である。

さて検討にあたっては、清水の先行研究のおさえ方と叙述（具体的には注の検討）、視点と方法などを基底におきつつ彼の残した課題と限界を明らかにする。またいささかトーンダウンするが本文中の不正確な記述と発生についても検討したい。

彼がフランス教育・体育行政・思想理論の史的展開について叙述する場合と1934～1936年前後の時期における資本vs労働者大衆について意見をのべている場合とでは、読後の印象が著しく異なるのはなぜか、この点を重視したい。さいごに矛盾・緊張・対立関係の中にあるフランス、戦前・戦中期においては社会主義vs資本主義、ファシズムvs反ファシズム下のフランスとして把握し、具体的には、ベルリン・ウィーン・ローマとプラハ・パリ・バルセロナ・マドリッドの交叉する関係のなかでバリをとらえたい。

報告者も「紙数の関係」で検討の結果を要旨にとどめざるを得ない。清水は「墮落を含んだ大衆スポーツの真の原因は何であろうか」「時短、年休要求の実現」と「消費生活を促す余暇市場の形成」の二つが「決定的影響力をもっていた。」「学校生活におけるスポーツ活動にしても数年後における有力な余暇市場の買い手を準備していないとはいえない。」「いわば資本誘導型の余暇生活の出現は、プロレタリアートの中に、労働の嫌悪、カフェー利用の急増、アルコール中毒、売春行為などの墮落を生みだしていったと考えなければならぬ。しかし、この傾向が最も顕著に現われてくるのは、団体協約、有給休暇制度、週40時間労働の諸法案が人民戦線内閣のもとで成立してのちのことである。」(p.312)とのべた。

ところが、このあとで「ファシズムの危機の前の左派諸勢力共同戦線は、体育・スポーツに多少遅ればせながらの諸攻撃を打ちだした。それらがフランスの体育・スポーツの歩みに果たした意義を認めないわけにはいかない。」(p.315～6)と正反対の評価とも思える叙述を展開するのである。ここでは、内閣と共同戦線の区別についてはふれないこととする。さらに「この発展のきざしは、第2次世界大戦(1938年)勃発によって、一時休止状態に入り、その課題は戦後にもち込まれるのである。」(p.316)と理解している。しかも注や行論の過程で根拠も示さずに。

第一。第2次世界大戦は1938(昭和13)年ではなくて、1939(昭和14)年9月1日におこった

(今井清一「第2次世界大戦と日本」『日本歴史21』岩波書店、1977)。

第二は、政策の発展のきざしは休止したが、運動の主体は抵抗を開始し、戦後改革を準備したこと(横田地 弘「反ファシズム運動—ドイツとフランス」『世界歴史28、現代5』岩波書店、1971、加藤清康、木戸蕨「ヨーロッパにおける対独抵抗運動」『世界歴史29、現代6』1971、深谷克己「階級闘争と変革主体」『講座 マルクス主義歴史入門』、青木書店、1974.など参照)。

第三。前出のF S G Tは、対独占領下にあっては「自由スポーツ」としてレジスタンスに合流し、レジオン・ドヌール勲章を授与されたR. ガッティニョF S G T名誉会長などが今日でも活動していること。さいごに、M. トレーズは、労働総同盟ではなくてフランス共産党の書記長であることを指摘するにとどめて検討要旨の紹介をおわりたい。報告者がこうした問題意識と課題を抱くことができたのは、先行研究によるものであり、同時に歴史の変化、発展にリアルに忠実であろうとしたものであることはいうまでもないことである。

2. 在外研究計画補充・修正 上野 卓郎

秋合宿発表後に検討を加えたテーマと研究課題の再整理をしたい。秋に主に発表したオーストリア現代史の問題把握、ヨーロッパ労働運動史関係文書館一覧は在外研究の基礎的資料として利用するが、この間論稿化した一連の労働者スポーツ運動史関係の研究の在外での発展をより意識してテーマと研究課題を再定立する。

テーマを「労働者スポーツの国際比較—反ファシズムと抵抗運動を中心に—」と修正する。秋合宿発表テーマはその研究の視点と方法を示すものであるが、焦点がボケる。その問題意識・研究状況との関連については、『NOVA』5号掲載拙文参照。滞在地ウィーンからリンツなどオーストリア各地、そして11ヶ国18都市の研究機関・文書館へのヨーロッパ資料調査の旅を計画、労働者スポーツ史料、研究文献、同時代史料(新聞など)を収集する。ウィーンでの研究課題は、秋合宿発

表の、オーストリアにおけるファシズムと抵抗運動のスポーツ運動史にひきよせた研究と、両大戦間期の労働者スポーツ運動の研究への寄与という点では変りはないが、84年秋合宿発表の「もうひとつのドイツ研究」、「オーストロ・マルクス主義とスポーツ運動」という問題意識の具体化、足がかりをつかむこととする。

在外期間中、9月に「リンツ会議」がある。国際労働運動史家会議として東西の研究者が一堂に会するこの会議は各国情報、研究者とのコンタクトを得る貴重な場であり、これに参加する予定。今年は、第一テーマ「労働移民と労働運動」、第二テーマ「人民戦線40年」。国際会議のもちかたも研究したい（土井正興のすばらしい報告「古代世界研究国際シンポジウムについて」『科学と思想』No60、1986.4）。

最後に、滞在中の日本への“海外情報”のありかたについて共通の討論を望む。反面教師として、稲垣「ウィーン便り」（『体育の科学』86.1,2、続予定）。それとは違うウィーンないしヨーロッパの生活・文化・（政治の）歴史の息吹を盛り込んだ「便り」。（良知力『魂の現象学——社会思想家として——』1986.3.平凡社、所収の珠玉の各「便り」）

3. 状況と展望（西ドイツスポーツ事情に接して）

高津 勝

(1)私の在外研究をふりかえって、改めて感慨深いことは、スポーツの社会的な組織のされかたの国による相違ということである。合衆国のスポーツが、個としての受益者と娯楽ないしレクリエー

ションとしてのスポーツ供給者との関係において把えられるのに対し、西ドイツのそれは、主要には、よく知られているように、私的に組織された法人格を持つVereinが基礎単位をなし、国家的レベルにまで束ねられている。

(2)このVereinはナチ期にも存在してスポーツ活動の基礎をなし、戦後の西側占領区では活動再開のための初発的役割を担い、その束ねかた（地域的、全国的組織化）をめぐる諸集団の抗争と占領権力による介入を惹起した。当初改革のイニシアを握っていたSPD系スポーツ役員は、スポーツ大衆化のための公的施策と政党の役割が注目された60年代初頭、衰退期にあり、イニシアを発揮できなかった。

(3)80年代に登場した創世期にあるスポーツマンの平和運動は、西ドイツ単一スポーツ体制に対する組織的なアルタナティブをめざすものではないが、注目すべきスポーツ革新運動とみなしうる。さらにそれは、スポーツの固有性をふまえつつ、核軍拡を軸とした世界秩序の改変を、ユネスコや国連、国際的スポーツ組織をも視野に含めて構想しつつあり、国際的な性格をもつとともに、スポーツ界の良心的部分、労組、進歩的・革新的諸政党による平和のためのゆるやかな「統一行動」の場をも提供している。

(4)最初に述べたスポーツの組織的類型把握は、日本との対比という方法意識にもとづきながら、その再検討を含め、歴史的に検討されねばならないだろう。しかもこの作業は、スポーツ認識（スポーツがどのようなものとして理解されているか）、スポーツ思想の問題としても究明されねばなるまい。

誤

正

P. 5	左上から16行め	クリツツ・ビルドング	フリツツ・ビルドング
P. 13	右上から16行め	建築	構築
P. 14	右上から19行め	存在意識	存在意義
P. 14	右上から21行め	体育学，スポーツ学	体育学・スポーツ学
P. 15	左上から20行め	「正しい道とは	「正しい道」とは
P. 15	右上から21行め	それ自体が競争	それ自体の競争
P. 15	右下から5行め	しかし以前，	しかし依然，
P. 18	右上から15行め	冠大会を初	冠大会を始
P. 18	右上から17行め	資本の調理	資本の論理
P. 18	右下から3行め	のものである。	ものである。
P. 24	右上から16行め	れをとり出し，	けをとり出し，
P. 25	左上から14行め	略。	略，
P. 25	右上から3行め	スコ村の	スコの